

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年8月28日
【会社名】	ウィルソン・ラーニング ワールドワイド株式会社
【英訳名】	WILSON LEARNING WORLDWIDE INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長 根岸正州
【本店の所在の場所】	東京都中央区築地二丁目1番4号
【電話番号】	03(6381)0234
【事務連絡者氏名】	グローバルコーポレート本部 本部長 渡壁 淳司
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区築地二丁目1番4号
【電話番号】	03(6381)0234
【事務連絡者氏名】	グローバルコーポレート本部 本部長 渡壁 淳司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2025年8月27日開催の当社第44回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2025年8月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更(本店所在地)の件

当社グループの経営効率の改善及びコスト削減を図るため本社を移転することに伴い、現行定款第3条に定める本店の所在地を「東京都港区」から「東京都中央区」に変更するものであります。

第2号議案 第三者割当による新株式の発行及び第3回新株予約権の発行の件

会社法第199条及び第238条の規定に基づき、第三者割当による新株式発行及び第3回新株予約権発行を実施するにあたり、募集株式及び募集新株予約権の払込金額が引受人に特に有利な金額である場合には、会社法第199条第2項・第3項及び第238条第2項・第3項により、株主総会の特別決議による承認が必要とされております。本第三者割当は、特に有利な金額による発行に該当すると考えられるため、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

第3号議案 ストック・オプションとしての新株予約権の発行の件

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役、執行役員及び従業員に対し、当社普通株式合計500,000株を上限として、ストック・オプションとして新株予約権を無償で発行することを予定しております。第2号議案に係る新株式2,720,000株及び第3回新株予約権の目的となる株式数1,040,000株、並びに当該ストック・オプションの目的となる上限付与株式数500,000株を全て合算した合計株式数4,260,000株に係る合計議決権数は42,600個であり、2025年3月31日現在の当社の総議決権数79,988個に占める割合が53.26%となります。したがって、割当議決権数が総株主の議決権数の25%以上となることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に基づき、本株主総会にて、株主の皆様の意思確認を併せて行うものであります。

第4号議案 取締役6名選任の件

根岸正州氏、児島研介氏、デイビッド・イエスフォード氏、渋谷淳一氏、柴山慎一氏及び杉本有輝氏を取締役に選任するものであります。

第5号議案 会計監査人選任の件

あおい監査法人を当社の会計監査人として選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	30,127	2,036	-	(注)1	可決 87.81
第2号議案	29,943	2,220	-	(注)1	可決 87.27
第3号議案	30,081	2,082	-	(注)3	可決 87.67
第4号議案				(注)2	
根岸 正州	30,059	2,104	-		可決 87.61
児島 研介	30,078	2,085	-		可決 87.67
デイビッド・イエスフォード	30,076	2,087	-		可決 87.66
渋谷 淳一	30,077	2,086	-		可決 87.66
柴山 慎一	30,057	2,106	-		可決 87.60
杉本 有輝	30,066	2,097	-		可決 87.63
第5号議案	30,141	2,022	-	(注)3	可決 87.85

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

3. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。